



令和6年度第2回県央地区保健医療福祉推進会議 資料6-1

**協議：医療介護総合確保促進法に基づく令和6年度
神奈川県計画（医療分）策定の概要について**

1 概要

- 令和5年度第6回の当会議（2月21日開催）において、令和6年度の基金活用事業についてご協議いただき、国へ事前申請（要望額の提出）を行った。
- その後、**令和6年8月8日付けで厚労省内示があり**、本県が予定する事業はすべて実施可能となった。
- 今般、内示を受けて国に提出する令和6年度基金活用計画の概要を整理した。

2 令和6年度計画額

(単位：千円)

事業区分 (区分間の流用は不可)	国への要望額	内示額 = R 6 計画額(A)	過年度計画 活用額(B)	執行予定額 (A+B)
I - 1 病床機能分化・連携	2,682,714	2,120,998 (※)	969,653	3,090,651
I - 2 病床機能再編支援	0	0	0	0
II 在宅医療	354,414	347,326	7,088	354,414
IV 医療従事者確保	2,264,499	2,224,316	346,537	2,570,853
VI 勤務医労働時間短縮	880,436	880,436	506,214	1,386,650
計	6,182,063	5,573,076	1,829,492	7,402,568

Kanagawa Prefectural Government (※) R 6 計画額には、R 7 執行予定分 (区分 I - 1 : 1,358,607千円) も含む。

3 令和6年度計画策定の概要について

【基本的な考え方】

- 急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスが提供できるよう、市町村や関係団体等と連携しつつ、必要な取組を行う。

【県全体の目標】（医療分）

- ① 急性期病床等から回復期病床への転換を促進する。
- ② 在宅医療を提供できる医療機関や事業所等の増加、従事する人材の育成などにより、体制充実を目指す。
- ④ 不足する医療従事者の確保・養成や定着促進を図るとともに、医療従事者の負担軽減を図る。

4 令和6年度計画策定の概要について

○ 全県において不足しているとされる回復期病床への転換や、人材確保に向けた取組等に対して、医療介護総合確保基金を活用し事業を実施。

医療介護総合確保基金(医療分)の体系図※<区分ごとの概略> R6年度計画額:5,573,076千円

【区分Ⅰ】地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(2,120,998千円)

- ・回復期病床等転換施設整備費補助
- ・地域医療構想普及事業費
- ・横須賀三浦地域医療介護連携ネットワーク構築費補助
- ・県西構想区域病床機能分化・連携推進事業費補助

【区分Ⅱ】居宅等における医療の提供に関する事業(347,326千円)

- ・在宅医療提供体制整備費補助
- ・在宅医療トレーニングセンター研修事業費補助
- ・小児等在宅医療連携拠点事業費
- ・要介護・高齢者歯科設置診療所施設・設備整備費補助
- ・在宅歯科医療連携拠点運営事業費

【区分Ⅳ】医療従事者の確保に関する事業(2,224,316千円)

- 医師**
- ・地域医療医師修学資金貸付事業費
 - ・小児救急病院群輪番制運営費補助(二次)
 - ・産科等医師修学資金貸付事業費

- 歯科**
- ・歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業費補助

- ・医療機関食材料費高騰対応費

- 看護**
- ・看護師等養成所運営費補助
 - ・看護業務等ICT導入支援事業費補助
 - ・看護師等修学資金貸付金(基金)
 - ・新人看護職員研修事業費補助
 - ・院内保育事業運営費補助

【区分Ⅵ】勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業(880,436千円)

- ・勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業費補助

【参考】令和6年度計画に係るスケジュール

